

## ④

## 【重要事項チェックリスト】

入所申込みに関して、重要な事項について下記のリストで確認し、チェックリストを提出してください。すべての項目に目を通していただき、左欄の口にチェック(☑)を付けてください。

重要事項	
<input type="checkbox"/>	申込みに必要な書類は、提出期限までに必ずご提出ください。期限までに提出がない場合、選考で不利になります。
<input type="checkbox"/>	提出された書類は返却できません。必要な場合はあらかじめご自身でコピーをご用意下さい。
<input type="checkbox"/>	利用調整基準点数表についての質問は、新年度受付期間中にはお答えできません。円滑な申請受付のためご協力をお願いいたします。
<input type="checkbox"/>	希望施設変更の際は締切日までに窓口か電話でご連絡ください。締切日以降は翌月からの変更となります。
<input type="checkbox"/>	申込み後、家庭状況等申請した内容に変更があった場合は必ずご連絡ください。追加書類が必要になる場合があります。(勤務時間が変わった、転職した、離婚した、結婚した、認可外保育施設に通い始めた等) また、育児休業を延長した場合は、新たに取得した育児休業期間の記載のある就労証明書を提出してください。提出がない場合、正しく選考がされない可能性があります。 なお、兄弟姉妹が在園中で認定の変更等を行った場合も、認定・加点等が変更となる場合がありますので、必ずご連絡ください。
<input type="checkbox"/>	申込書等の内容に変更があったにもかかわらず届出等が無かった場合や、内容に虚偽があった場合は、入所の決定を取り消しまたは退園となることがあります。
<input type="checkbox"/>	同一世帯において保育料・給食費の滞納(卒園児を含む)がある場合、選考の際に不利になります。
<input type="checkbox"/>	保育施設に入所できなかった場合は、初回のみ「入所保留通知書」を送付します。それ以降は、入所ができるようになる場合のみ文書でご連絡します。
<input type="checkbox"/>	障害のあるお子様や通院中のお子様などで通常保育では対応が難しい場合は、定員に空きがあったとしても施設側の受け入れ体制により入所できないこともありますので、ご了承ください。また、お子様の状況により、別途個別面接を実施することがございます。併せてご承知おきください。
<input type="checkbox"/>	入所した後、お子様が新しい環境に徐々に慣れるよう「なれ保育」を行います。なれ保育の期間中は、半日程度の預かりとなります。なれ保育はお子様の様子を見ながら1週間から2週間程度実施いたしますので、勤務先等と調整をお願いします。(なれ保育について、詳しくは入所申込みのてびきの11ページをご一読ください。)
<input type="checkbox"/>	保育料は世帯の市民税額により算定されます。父母の収入、児童の扶養状況によっては、父母以外も算定の対象になることがあります。詳しくは入所申込みのてびき15ページをご確認ください。
<input type="checkbox"/>	保育料以外にも、給食費や保護者会費、制服や帽子代などの負担があります。これらの負担は施設・年齢ごとに異なります。また、施設ごとに対象年齢や開所時間、土曜保育の実施状況など様々な点で違いがあります。保育施設の見学をした上で、希望施設を決定してください。
<input type="checkbox"/>	入所決定後、入所のキャンセルをする場合は至急保育課までご連絡ください。なお、自己都合による入所キャンセルの場合は次回以降の選考の際に不利になる場合があります。また、入所決定後自己都合により入所をキャンセルした方については、キャンセルした入所月の入所ができなかった旨の証明書は発行できかねますので、ご了承ください。
<input type="checkbox"/>	求職中で申し込みをして保育施設に入所が決定した方は、2か月以内に勤務を開始し就労要件を満たした勤務証明書を提出してください。期日までに勤務証明書の提出がない場合、保育施設は退所となります。 (例)4月入所→5月31日までに稼働開始が必要です。
<input type="checkbox"/>	育児休業中で申し込みをして保育施設に入所が決定した方は、入所月の翌月中に職場に復職し、復職後1週間以内に「復職証明書」を提出してください。期日までに証明書の提出がない場合、保育施設は退所となります。 (例)4月入所→5月31日までの復帰が条件、6月1日復帰は不可。
<input type="checkbox"/>	出産のために申し込みする場合、出産予定月の前後3か月の期限付き入所となります。期限を迎えた時点で退所となり、期間延長はできません。 (例)7月出産予定で4月入所を希望→4～10月まで利用できます。
<input type="checkbox"/>	兄弟姉妹が別々の保育施設に入所した際も、保育認定時間を超えた場合は、それぞれに延長保育料金がかかります。

重要事項	
<input type="checkbox"/>	平成28年1月から社会保障・税・災害対策の3分野の行政手続きでマイナンバー(個人番号)の利用が始まっており、保育に関する手続きにおきましても支給認定に係る手続きの際にマイナンバーの記載が必要になりました。(マイナンバーに関して、詳しくは入所申込みのてびきの5ページをご一読ください。)
<input type="checkbox"/>	小規模保育施設・事業所内保育事業所は0～2歳児クラスまでのお子様をお預かりする施設です。そのため3歳児クラスからは、新たに他の保育施設への入所申込みをする必要があります。その際、利用調整において優先度(利用調整基準の加点)を上げての選考となりますが、必ずしも希望園に入所できるとは限りません。
<input type="checkbox"/>	事業所内保育事業所では、上尾市が利用調整(選考)した子どものほかに事業所で働いている従業員のお子様もお預かりしており、合同保育となります。
<input type="checkbox"/>	プラムハウス分園は既存の本園とは別に0～2歳児クラスのお子様をお預かりする施設です。分園は本園とは離れたところにあります。行事をはじめ土曜日保育、協力保育については本園にて合同で行います。選考の都合上、入所申込書の希望先は本園と分園をそれぞれ別々に記入してください。
<input type="checkbox"/>	認定こども園は幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。3歳クラス以上で登園する場合は基本月額保育料の他、幼児教育を受けるための費用(幼稚園入園諸経費・幼児教育費・制服・保育用品代等)がかかります。上尾市内では、つつみの森認定こども園・つつじが丘認定こども園・認定こども園泉の森・原市文化認定こども園・認定こども園西上尾しらぎ幼稚園が該当します。
<input type="checkbox"/>	長期欠席ができるのは年度内で2か月までとなり、1か月を超える休園の場合には、休園の届出が必要です。里帰り出産に限らず、自己都合により2か月を超えて欠席する場合は退園となります。なお、休園中であっても保育料はかかります。 ※2か月休園後、1日出席しさらに2か月休園等は不可。
<input type="checkbox"/>	【新年度保育施設入所申請における認定の取扱いについて(4月入所選考のみ)】 子どものための教育・保育給付に係る認定通知につきましては、子ども・子育て支援法の規定により、申請日から30日以内に結果をお知らせすることになっています。しかしながら、新年度入所申込みで申請いただく「子どものための教育・保育給付認定申請書」は、短期間かつ集中的に提出されるため、書類の審査に多大な時間を要することを想定しております。 このため、認定通知については、保育施設の利用調整(入所選考)の結果と合わせて、2月上旬頃に通知します。
<input type="checkbox"/>	令和元年10月1日より、3歳児クラス～5歳児クラスに在籍するお子様の保育料が無償化されます。 なお、延長保育料の他、主食費および副食費(給食費)、行事費等は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。金額については施設ごとに異なります。
<input type="checkbox"/>	入所選考を継続している状態で、市外へ転出した場合には、上尾市民としての選考が終了するため申請を取り下げます。市外から、上尾市内の保育施設への入所を希望する場合には、住民票のある自治体へ申請が必要となります。申請方法等の詳細は、転出先の自治体へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	入所保留通知書の初回発行には入所申請が必要です。育児休業延長を希望する方は、お勤め先に何月の保留通知が必要かご確認の上、締切までにご申請ください。申請がない方の締切後の保留通知書の発行はできません。
<input type="checkbox"/>	入所選考において同点になった際、保護者の収入に応じて入所決定をする場合があります。上尾市で課税をされていない場合は市・県民税課税証明書をご提出ください。未提出の場合は、最高額として取り扱い、選考で不利となる場合があります。また、上尾市で税の申告ができる方で未申告の場合も同様に取り扱います。
<input type="checkbox"/>	「グローバルキッズアリオ上尾園」の運営会社が、株式会社グローバルキッズから社会福祉法人すくすくどろんこの会に変更となる予定です。令和6年4月から「(仮称)すくすくの杜 アリオ上尾園」となりますが、保育内容等については、従前の園と大きな変更が生じないよう事業者間で調整をしています。
<input type="checkbox"/>	このほか、入所申込みのてびきにある「留意事項」や「よくある問い合わせ」をご一読いただき、内容についてご承知おきください。

上記重要事項について確認、同意しました。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)：

---